

84 明治10年10月22日 菊池長閑宛

第十号 十月廿二日 (長閑注記)

先便土魯戦争の源由を為知可申様仰ありし故左に其荒増を述ん
抑土耳其帝国の元祖「マホメット」氏ハ即今亞細亞州中に漫延
し居^(々々)教の祖師にて其宗徒を率ひ「アラビア」地方より起り
て歐州に攻入り其子の世に至りて東羅馬帝国の旧都「コンスタ
ンチノープル」に帝都を定たりさて其伐徒たる新領の人民ハ皆
耶蘇教の信者にて異宗^(々々)教の者に隨ふ事を嫌ひ屢々軍を興し
て逆ひたれ共土人の武威甚強く遂に其幕下に付たり土人と新領
分の民とハ宗旨のミならず人種迄も違ふ故何様しても落合す歐
州諸國ハ自^(々々)から同宗の者の鼎貢を成土人をは耶宗の信者<sup>(昔日日本
蘇宗人を惡み)</sup>人か耶^(是も魯國)たると同然^(云說あり)と惡み嫌ひたる事なるか就中魯西亞ハ隣国にて土國
幕下の民とハ人種も同じ宗旨も同しなれハ相憐の情ハ自然ある
事なり然し魯國政府ハ是を餌に用之種々奸計詐術を廻し土民をして
陰謀を企しめたる事爰に年あるなり魯の尻押にて土民か屢
謀叛をなしたる故土政府ハ武威ならてハ此人民を治へからすと
見込を立益兵力を以て人民を押たりしか遂に去年「バルカリ
ヤ」の耶蘇教者ハ謀叛を企た迎^(抹消)回々教の者ハ大に怒り其者共を

打殺し殆ど種なきに至りたり此慘^(サ)間敷仕打ハ世に広るや歐州諸
国ハ大に怒り土政府に迫りて其政治の行届ぬ事を責め逆も此儘
にてハ置れぬに因て歐州諸國より名代人を出し土政府と相共に
政治の改革をなし再び如斯事なき様に治んと云込たれ共土政府
にてハ土國ハ独立國なれハ自分の國の政事をするに諸國の立合
世話を得訳更になし諸國にても他の國の政に立碍る權ハなしと
云張たれハ諸國も理に屈し然らハ何卒此後右様の事なき様に改
革すべしと云たるに土國政府ハ是に先ち立法院を設け耶蘇回々
兩教の者にも齊く入札の権を与んとの案を^(抹消)〔製〕制し諸國の大使
に示したれハ大使等毎度約束のミ宣けれ共其約束の行れたる事
なし依てハ必ず行ふと云証拠を立べしと云込たり土政府は大使
等の所望に隨てハ独立國の面目を失ふと思ひしや大使等の云ふ
所ハ理に当らずと思ひしや其所望に従ねは遂に相談叶すして大
使等の寄合ハ散したり此寄合も魯國ハ重立て企たるなり其後も
英魯より頻に土政府に逼りたれ共土政府依然として自分の思ふ
通りに政事をなし追々善政を行積りなりしか其後間もなく帝王
ハ廢セられ新帝位に^(抹消)〔就〕即間もなく太政大臣ハ追放となり
〔是も魯國の奸謀と云說あり〕又間もなく帝王か更り彼是にて國政の改革に手を付る
暇なかりけり去^(抹消)毛魯國ハ機に乗して益土政府に逼り今より數十
日の間に改革あらすハ第一人^(民)間世界に対しての務を尽す為
隨てハ同宗同族の康福を佑んか為兵を挙んと云送りたるに土國
ハ鬼神にもあらぬ故斯早速に國政の改革を為さりしかハ魯ハ遂
〔兵〕に師を起したり土國も兼而より魯の仕打の正からぬを知り
憤懣に堪ざり^(抹消)〔けれ〕ハ今度ハ其宗敵國敵を打摧て神の恨國の冤

を晴んものと同く軍勢を操出して戦争に及びしか今日に至て猶止す近來に至てハ魯軍頻に敗走し土軍の勢日々に熾なり表ハ天下の為とか何とか云ふなれ共国境を弘めんか為に魯か遣出したとハ世上有触の説なり

御尊父様

武夫拝

(長閑注記)

「十二月一日達シ

同十二日第十一号ヲ以沢田忠兵衛江頼」